

目次

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）（抄）	．．．．．	1
○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）（抄）	．．．．．	2

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十二条から第十五条までを削り、同法附則第十六条を同法附則第十二条とする改正規定は、令和六年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）（抄）

附 則

（国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十二条から第十五条までを削り、同法附則第十六条を同法附則第十二条とする改正規定及び附則第一項ただし書中「附則第十二条から第十五条まで」を「附則第九条から第十二条まで」に、「附則第十六条」を「附則第十三条」に、「附則第十二条と」を「附則第九条と」に改める。